

会議室利用細則



次の事項を十分にご確認のうえ、ご利用をお願いいたします。

I. 利用時間

施設	区分	利用時間	注意事項
会議室	半日	9:00～13:00 13:00～17:00	・展示場と併用時のみ延長可能です。 ・利用時間には 準備・利用後の原状回復も含まれます。
	1日	9:00～17:00	

II. 利用定員

(1)会議室の利用定員数は、大会議室(48名)、小会議室(18名)、特別会議室(12名)です。定員数を超過するご利用はできません。

III. 利用料金の支払い

(1)利用料金は『請求書』記載の納付期限までにお振込みいただくか、当日までに管理事務所にてお支払いください。

なお、振込手数料は、利用者負担となりますのでご了承ください。

(2)備品・コンセントの使用料金は当日管理事務所でお支払いください。

IV. 利用の変更

- (1)『利用許可書』発行後に、利用時間・会場等の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- (2)利用の変更は、原則同年度内1回に限り受付いたします。
- (3)電話による変更はできません。必ず『利用許可変更申請書』をご提出ください。
- (4)納入された利用料金は、原則として返金できません。

変更日	条件内容
利用許可日～利用開始日の8日前まで	速やかにご連絡のうえ『利用許可変更申請書』をご提出ください。 ※利用開始日の8日前必着
利用開始日の7日前～	変更できません。

V. 利用の取消し

- (1)『利用許可書』発行後に利用を取消す場合、下記のキャンセル料を申し受けます。
なお、納入された利用料金はキャンセル料として充当させていただきます。
- (2)電話による取消はできません。必ず『利用取消承認申請書』をご提出ください。

取消日	キャンセル料
利用開始日の7日前～	利用料金の100%

VI. 利用上の注意事項

1. 管理責任

- (1)利用者は、安全を最優先に管理運営を行ってください。利用期間中に発生した事故・盗難については、すべて利用者の責任となりますので、事故防止や管理には万全の対策を講じるとともに、各種保険の加入をお勧めします。
- (2)利用終了後は原状に回復してください。万一、施設・附属設備・備品等を毀損・紛失した場合は、利用者の責任において原状に復旧または弁償していただきます。

2. 備品の貸出

- (1)備品を利用する場合は、適切な管理の下に責任をもって取り扱ってください。イス・机を移動された場合は、ご利用後に原状復帰をしてください。

3. 準備・整理

- (1)施設内すべての場所への釘・塗料・油・糊・ガムテープ等による施工を禁止します。
- (2)施設・設備・壁・床・備品等を破損したときは、速やかに管理事務所へ届け出てください。

4. 防火・防災

- (1)屋内はすべて禁煙です。喫煙の場合は、屋外指定場所での喫煙をお願いします。
- (2)消火器・火災報知器・非常口・誘導灯・防火戸等を遮らないでください。
- (3)万一緊急事態が発生した場合には、管理事務所の指示に従い、速やかに入場者の避難誘導を行ってください。

5. 飲食の制限

- (1)所定の場所以外での飲食はご遠慮ください。

6. ゴミ処理

- (1)ゴミ処理は、利用者の責任と費用負担にて行ってください。
- (2)汚れが著しい場合は、清掃料金を別途ご請求させていただく場合があります。

7. 駐車場

- (1)周辺道路での駐停車は固くお断りします。

8. 資料・荷物等の配送

- (1)当館気付で配送された荷物等のお預かりはできません。利用時間内に利用者側が直接お受け取りください。また、終了後の荷物の集荷につきましても、利用時間内で行ってください。

9. 免責および賠償責任

- (1)利用期間中における人身事故および諸用品の盗難・破損事故等については原因の如何を問わず、当館はその責任を負いません。
- (2)天災地変、その他不可抗力または当館の責めに帰さない事由により生じた損害については、当館はその責任を負いません。

10. その他

- (1)上記項目以外にも追加として制限を要する事象が生じた際には修正および改善をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。

VII. 利用の禁止・制限事項

下記に該当する場合、利用許可の取消・停止・制限を行うことがあります。

なお、この措置によって利用者が損害を被ることがあっても、指定管理者はその責めを負いません。

1. 栃木県立宇都宮産業展示館設置および管理条例またはこの条例に基づく管理規則・利用規程に違反したとき。
2. 公の秩序または善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき。
3. 施設・設備または物品を損傷する恐れがあると認められるとき。
4. 他人に迷惑をかけ、またはかける恐れがあるとき。
5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、または運営に資すると認められるとき。
6. 興業を業とする者が行う催事で、公共性が低いと認められるとき。
7. 展示館の周辺の県民に迷惑をかける恐れがある催事と認められるとき。
8. 衛生上支障があるとき。
9. 納付期限までに利用料金の納入がないとき。
10. 自然災害等不可抗力による施設設備の破損等、利用に際して危険性が認められるとき。
11. マルチ商法・資格商法・催眠商法・内職商法・キャッチセールス・投機性の高い商品・屋内でのペット展示販売及びこれに類似する内容の催事のとき。
12. 利用許可者が、第三者に使用权の譲渡、あるいは転貸をしたとき。
13. 会議室での展示販売・医療行為・パーティーの実施・その他対象来場者が不特定のとき。(日時場所のみを記載したチラシの配布等、当日の来場者が把握できない場合等)
14. その他、施設の管理運営に支障があると認められるとき。